

S H O W A H O U J I N K A I

一般社団法人

昭和法人会 会報

'21 | 01 202号



写真/カナダ ホワイトホース クルアニ湖
撮影/昭和法人会津賀田支部 若山義一

【主な記事】

- 年頭のご挨拶(P1~4)
- 納税表彰(P5)
- 署長講演「知っておきたい税金の話」(P6~9)
- 第5回税に関する絵はがきコンクール(P10~11)

一般社団法人 昭和法人会 事務局
昭和三区広見町1-13-4 大栄ビル1階
TEL (052) 882-9677 FAX (052) 882-7798
令和3年1月20日発行



「牛の角突き」新潟県長岡市山古志
撮影/昭和法人会津賀田支部 若山義一

CONTENTS

1~4	年頭のご挨拶
5	納税表彰
6~9	署長講演「知っておきたい税金の話」 昭和税務署長 中村猛文氏
10~11	第5回税に関する絵はがきコンクール・作品表彰式
12~13	税に関する作文
14~19	税務署だより
20~21	県税広報
22~23	市税広報
24~26	行動する法人会・令和3年度税制改正要望
27	福利厚生制度のご案内
28	創立70周年(社団化40周年)記念式典
29	社会貢献事業「管内図書館への図書寄贈」
30	やさしい法人税セミナー/税制改正説明会/初級簿記講座
31	年末調整等研修会/愛知県連 税制講演会
32	名古屋市内ブロック連絡協議会 経営講演会/ e-Tax利用のお願い
33	大規模法人合同講演会/大規模法人e-Tax義務化
34	青年部会コーナー
35	女性部会コーナー
36~39	新年誌上名刺交換
40	企業情報・格付情報照会サービスのご案内/インターネットセミナーのご案内
41	当面の行事予定

年頭のご挨拶

謹賀新年



一般社団法人 昭和法人会 会長
日本特殊陶業株式会社
顧問

柴垣 信二

皆様、新年あけましておめでとうございます。

令和3年を迎え、年頭に当たり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様を始め、関係各位におかれましては、日頃から昭和法人会の活動に対しまして、格別のご理解と温かいご支援を賜り心からお礼申し上げます。

さて、昨年の年頭は東京オリンピックの開催の話題や経済も堅調な方向性を示しスタートしましたが、突然起こった新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、日本はもとより全世界的に大きな試練を与えられた年となりました。

このことにより、経済環境や労働環境も一変し、私たちの企業収益にも大きな影響を及ぼしており、私たちは未曾有の状況下での企業運営を余儀なくされております。

政府におきましても、この感染症の各種拡大防止策や数々の支援策などを発し、国民や企業もこれら要請に応え、官民一体となって新型コロナウイルスの収束とともに経済活動の活性化に向けた方策に努めておりますが、残念ながら今尚これらの収束の目途は立たず、経済状況の先行きも不透明な状態が続いており大変厳しい状況となっております。

政治の面では、日本では急遽安倍内閣が菅内閣に引き継がれることとなり、アメリカにおいても大統領が新年早々に変わるなど、政局的にも国の舵取り役が変わり、不安定な一面は拭い去れませんが、今は、新型コロナウイルスに対する治療薬やワクチンが早期に開発され、その収束に向けた方向の中で東京オリンピックが無事に開催されることを念じてやみません。

このような中、昭和法人会は、昨年、創立して70周年、社団化から40周年の節目の年を迎え、11月に開催した記念式典においてもさらなる発展

を確認したところです。

現在、9年前の通常総会においてお約束した公益社団法人への移行に向け準備を進めておりますが、法人会の基本理念である「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。」は引続き変わることなく、税知識の普及や納税道義の高揚を目的とした事業、地域社会への貢献を目的とした事業に、役員を始め会員の皆様とともに幅広く積極的な活動を引続き展開してまいります。

中でも、中心的な事業である「税知識の普及活動」や「社会貢献活動」などの公益事業を基軸とし、研修会・講演会や市民まつり等、社会貢献活動への参加など、各種事業を推進しておりますが、これら昭和法人会の諸活動を支えていただいたのは、ひとえに会員の皆様のご理解とご協力とともに、会運営にご協力いただいた本会・ブロック・支部・部会役員の方々のご尽力の賜物であると心から敬意を表する次第です。

今後とも、昭和法人会といたしましては、会員の皆様方の声やニーズを的確に捉え、皆様のお恵を拝借し、国・県・市町の税務当局のご指導を仰ぎながら、従来にも増して企業経営と社会の発展に貢献する活動を推進してまいりたいと考えております。

どうか会員の皆様方には、厳しい時局での事業運営となりますが、今までにも増してご支援ご協力賜りますよう切にお願い申し上げます。

結びに、迎えました新たな年も、会員の皆様方のご健勝と各企業のご繁栄を心から祈念いたしますとともに、関係ご当局・諸団体の変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



名古屋国税局 課税第二部長

鈴木 友 康

令和3年の年頭に当たり、一般社団法人昭和法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響による自粛要請や緊急事態宣言の発出等が行われ、様々な局面で異例の対応を強いられる年となりました。

一方、東海地方出身の藤井聡太棋士の史上最年少での2冠獲得と八段昇段といった次世代を担う若者が活躍するという大変喜ばしい出来事もありました。

このような中で、新しく迎える年が、会員の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済活動のICT化やグローバル化などにより大きく変化しております。このような状況の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに課された使命を果たすためには、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱とする税務行政のスマート化を目指す必要があります。その実現に向けて、申告・納付のデジタル化の推進等に取り組んでいるところではありますが、これらの取組を成し得るためには、e-Taxやマイナンバー制度の普及・定着が必要であり、法人会の皆様の御協力が不可欠であると考えております。

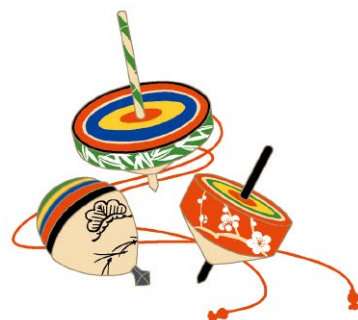
また、昨年は、多くの企業の方にとって、軽減税率制度実施後の初めての確定申告となりましたが、概ね円滑に行っていただくことができたと考えており、法人会の皆様が、説明会の開催や制度の周知・広報活動など幅広く御協力をいただきましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後は更に、軽減税率制度の定着・インボイス制度の円滑な導入に向けて取り組んでいくこととしておりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、貴法人会において作成されております「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」は、納税者の皆様の税務コンプライアンスの向上に役立つものであり、極めて有意義な取組と考えておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

国税当局といたしましては、今後も法人会の皆様との連絡・協調を密にしながら適切な対応に努めてまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人昭和法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



謹賀新年

令和三年正月



昭
和
税
務
署

署 長

中村 猛文

筆頭副署長

石川 たき子

法人課
第一統括官

一色 博仁



書 中村猛文氏

石川 たき子

中村 猛文

一色 博仁



愛知県名古屋南部県税事務所長

佐々木 浩克

明けましておめでとうございます。

令和3年の年頭に当たり、一般社団法人昭和法人会の会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から愛知県の税務行政を始めとする県政の円滑な推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、わが国の景気は、依然として厳しい状況にあります。新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ個人消費が回復するなど、持ち直しの動きが見られています。

また、先行きにつきましては、持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、新型コロナウイルス感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要があるとされています。

このような情勢において、主要税目であります法人二税は、一部には、業績に改善の動きが見られるものの、大幅な減収は避けられないものと考えます。

また、個人消費の減少に伴う地方消費税の減収に加え、現下の厳しい雇用・所得環境を反映した個人県民税の減収も見込まれます。こうしたことから、来年度の税収環境は大変厳しく、本年度を大幅に下回ることが見込まれます。

このような情勢において、新たな年を迎え、会員を始め、県民の皆様すべてが豊かさを実感できる、住みやすさ日本一の愛知、すべての人が輝き、多様な文化・スポーツ・歴史を享受できる、未来へ輝く「進化する愛知」を作っていくため、様々な施策に取り組んでいるところです。

依然として財政状況が厳しい中、こうした施策を着実に推進するためには、財政運営の根幹であ

る県税収入の安定的な確保が何よりも重要であります。

私たち税務行政に携わる者は、納税者の皆様からのご理解とご協力が得られるよう最大限の努力を重ね、「適正かつ公平な税務行政の推進」と「信頼される税務行政の確立」に向けて誠実に努めてまいります。

また、納税者の視点から納税環境の整備を進めていくことが重要と考えております。法人県民税・事業税の申告・納税手続については、eLTAXを活用していただくことにより、すべての地方団体に一括して電子申告及び共通納税を行っていただくことができます。加えまして、愛知県では新型コロナウイルス感染症防止対策として、非対面式キャッシュレス納税のスマートフォン決済を昨年12月から導入し、納税者の皆様の納付に対する利便性の向上を図っておりますので、会員の皆様には、今後ともなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、愛知県では昨年も多く交通事故が発生し、交通事故多発警報が発令されたこともありました。交通事故は決して他人事ではなく、自分にも起こりうる身近な問題ととらえ、自分自身が事故を起こさない、巻き込まれないことはもちろんのこと、御家族や職場の仲間、さらには近所の人たちに、交通事故に気を付けるようお声掛けいただき、交通安全の輪を拡げていただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、一般社団法人昭和法人会の益々のご発展と、この新しい年が会員の皆様にとりまして幸多き年であることを心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和2年度

納税表彰

(昭和法人会関係、敬称略、五十音順)

●令和2年11月12日(木) 昭和税務署

昭和税務署長表彰



近藤 克弘

東和工業(株)
東郷支部
(一社)昭和法人会 理事



杉谷 卓志

荒川工業(株)
日進支部
(一社)昭和法人会 常任理事



村口 龍一

(有)スゲタ地所
天白中支部
(一社)昭和法人会 理事

昭和税務推進協議会長表彰



石井 元博

東海イーシー(株)
萩山支部
(一社)昭和法人会
常任理事



上村 崇史

(株)美松
桜山支部
(一社)昭和法人会
青年部会 副部会長



川崎 諾

(株)K & S
北山支部
(一社)昭和法人会
青年部会 副部会長



渡辺 滋

エアコン工業(株)
北山支部
(一社)昭和法人会
理事

「知っておきたい税金の話」



講師／昭和税務署長 中村猛文氏

●日時／令和2年11月16日(月)

●会場／メルパルク名古屋

【はじめに・自己紹介】

日頃から、税務行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、「昭和法人会創立70周年」という記念すべき年に、署長として講演をさせていただくことを光栄に感じています。

出身は安城市です。本年の7月に名古屋国税局徴収部次長から異動してきました。平成27年に掛川税務署長、平成30年に一宮税務署長を勤め、署長職としては3署目です。これまでの主な仕事としては、①総務係員、②事務管理課（電算関係）、③農業担当、④人事課、⑤審理課、⑥国税局個人課税課・徴収課などいろいろな仕事を経験いたしました。

【講演テーマ】

改めまして、昭和法人会創立70周年、社団化40周年、誠におめでとうございます。

さて、本日の講演は、「知っておきたい税金の話」と題してお話します。

最初に、「1 税の歴史と役割」について簡単にふれ、「2 税の分類と仕組み」、そして「3 国税庁の使命（申告納税制度を支える2つの柱）」、最後に「令和2年分の確定申告に向けた取組」について、皆様へのお願いも含めてお話します。

【税の歴史と役割】

最初に「税の歴史と変遷」について、税のしくみができたのは西暦701年の飛鳥時代にまでさかのぼり、その時代に成立した大宝律令には、「租・庸・調」という税の制度が盛り込まれました。

「租」とは、男女の農民に課税され、税率は収穫の約3%でした。「庸」とは、都（みやこ）での年間10日間の労働、あるいは、布を取める税。「調」とは、布や絹などの、諸国の特産物を納める税。ちなみに「庸」と「調」は、男子のみに課税されたそうです。

時代が進み、明治時代になると、政府は歳入の安定を図るために、廃藩置県に伴い1873年に地租改正を実施しました。その内容は、年貢を廃止して土地の価額を課税基準として「地租」を賦課し、貨幣で納めさせるもので、税率は地価の3%とされました。江戸時代には、年貢を免除されていた武家地なども新たに課税の対象とされました。

そして、戦後には、日本における長期的・安定的な税制と税務行政の確立を図るために、昭和24年、カール・シャウプ博士

を中心に7人で構成された税制調査団（いわゆる「シャウプ使節団」）が来日し、全国各地を回って日本の課税の実情を調べ、シャウプ勧告書としてまとめ発表しました。

そのシャウプ勧告書には、国や地方団体の税に対する税制面、財源配分面などについての体系的な改革案が示されており、その具体的な内容は、所得税を税制の根幹に置き基礎控除額を引き上げて負担の軽減を図ると同時に、その減収分は高額所得者への富裕税として課税されました。

また、申告納税制度の水準の向上を図るための青色申告制度や、確実な納付のための納税貯蓄組合制度も導入されました。

続いて、「税の使い道」について、私たちの身の回りには、私たちが健康で文化的な生活を送るため、国や地方団体による多くの公共サービスがあり、その費用は、主に税金により賄われていますが、必要な費用は「共通の会費」として私たちが負担しているということです。

その会費を私たちがどのように負担するかは、法律によって定めることとされており、これを「租税法律主義」と言い、私たちが法律によって割り振られた負担をきちんと引き受けることによって様々な公共サービスが維持され、それぞれが納税義務を果たすことによって社会は成り立っている訳です。

私たちの生活に欠かせない、道路・上下水道・公園などの公共施設、いわゆる「社会資本」や、警察・消防・教育・社会保険などの「公共サービス」を利用する際に利用料がかからないというのは、利用の有無に関わらず「税」という形で私たちが負担し合っているからで、豊かで安心して暮らせる未来のために、租税負担と給付の関係について私たち一人一人が考えることが重要です。

税の使い道の具体例として、小学生・中学生・高校生の教育費を見てみると、公立学校の児童・生徒1人当たりの教育費の負担額は、平成30年度ベースで、小・中・高の12年間の合計は1,260万円を超えることになります。この学校教育費は、皆さんが負担し合った税金で賄われています。

【税の分類と仕組み】

それでは、税の分類について、税の納め方によって分類すると、「直接税」と「間接税」に分類できます。直接税とは、所得税や法人税などのように、税を納める義務のある人とその税を負担する人が同じである税金をいいます。間接税とは、消費税などのように、税を納める義務のある人とその税を負担する人が異なる税金をいいます。

また、税をどこに納めるかによって分類すると、「国税」と「地方税」に分類でき、国税とは国に納める税金をいい、地方税とは地方団体に納める税金をいいます。更に「道府県税」と「市町村税」に分類できます。

また、別の角度から、何に税金がかかるのかによって分類すると、「所得」に対する税を「所得課税」といい、個人に対する「所得税」や会社に対する「法人税」のように、利益や所得に税を負担する能力を見出して、その利益や所得の大きさに応じて税負担を求めるものです。

次に、「消費」に対する税を「消費課税」といい、「消費税」や「酒税」、「たばこ税」のように、物品の消費やサービスの提供などを対象として課税される税をいいます。

もう一つ、「資産」などに対する税を「資産課税」といい、「相続税」や「贈与税」のように、資産の取得や資産の保有などに着目して課税される税をいいます。

続いて、税収について説明します。税収は、景気の動向や税制改正などにより、大きく変動する傾向があり、法人税などの直接税については、平成20年に起きたアメリカの「リーマンショック」による景気の低迷により大幅に減少したことがありますが、消費税の税収は、税率5%で10兆円前後、税率8%では17兆円前後で毎年推移しており、法人税や所得税は景気の動向に左右



されやすい一方で、消費税は、比較的安定した税収を得ることができる税金です。

令和元年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられ、これと同時に軽減税率制度が実施されました。これから先、令和5年10月1日に適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)が導入されますので、簡単にこの制度について説明します。

まず、売手は、取引相手である買手からインボイスの交付を求められたときは交付しなければならず、交付したインボイスの写しを保存する必要もあり、逆に、買手は、仕入税額控除を受けるために、売手から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。この売手のことを「適格請求書発行事業者」といい、単に「登録事業者」とも呼んでいます。

インボイスは、この登録事業者のみが交付でき、登録事業者になるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が必要となりますが、令和3年10月1日から税務署で申請書の受付を開始いたしますので、覚えておいていただきたいと思ひます。

【国税庁の使命(申告納税制度を支える2つの柱)】

税務行政、つまり税務署の仕事ですが、現在の環境の変化に対してどのように対応しているのか、何を目的にどんな取り組みをしているのかを「申告納税制度を支える2つの柱」と題してお話しします。

2つの柱は、①「納税環境の整備(納税者サービスの充実)」と②「適正・公平な税務行政の推進」です。

税務行政を取り巻く環境が変化してきている中で、国税庁では、「納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現する」ことを使命としています。

国や地方団体は、国民の生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するために様々な行政活動を行っており、その活動のために必要な経費を賄うための財源が税金で、税務署では国の税金を徴収する任務を負っているということです。

我が国の税金は「申告納税制度」を採用しており、この制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法などの法律に定められた納税義務を自発的に、かつ適正に履行することが必要だということです。

このため、国税庁ではこの申告納税制度を支えるために、「納税環境の整備(納税者サービスの充実)」と「適正・公平な税務行政の推進」を2つの柱として取り組んでいるということです。

【1つ目の柱「納税環境の整備(納税者サービスの充実)」】

「納税環境の整備」のために、①申告や納税に関する法令解釈や事務手続などについて分かりやすく周知・広報する、②納税者の皆様からの質問や相談に対し迅速・的確に対応する、③関係省庁や国民の方々からの幅広い協力や参加の確保に努める、この3点について取り組んでいます。

それでは、納税環境の整備についての具体的な取り組みをいくつか紹介します。

まず、国税電子申告・納税システム(e-Tax)ですが、書面で行われていた所得税、法人税、消費税などの申告や、法定調書の提出などについて、インターネットを通じて手続きが行えるシステムです。

e-Taxのメリットとしては、①インターネットを利用して税務関係の手続きができること、②所得税の確定申告で添付書類を省略で

きること、③所得税の還付申告では3週間程度(紙の場合は1か月半から2か月程度かかります。)で還付金を受けられることがあげられます。マイナンバーカードを使えば、簡単にe-Taxをご利用いただけることをお伝えし、ご自宅での申告書の作成と提出をお勧めします。e-Taxは、自宅からパソコンやスマートフォンを使って利用できるシステムですので、事務の効率化やコストダウンの一助になるのではないかと考えています。

ここで、e-Taxシステムの導入の背景についてお話ししたいと思います。

少子化・高齢化等による社会経済構造が大きく変化していることによって、税務行政を取り巻く環境も変化してきており、申告者数が増加するなど、調査事務や徴収事務が困難化しています。税務行政を取り巻く環境が変化すると、長年続いてきた申告納税制度を支えるために、2つの柱があると申し上げました。その柱の1つである「納税環境の整備(納税者サービスの充実)」のために、いろいろな面でICT化に取り組み、事務の効率化を図っています。この取り組みの1つが「e-Tax」ということです。

また、政府が平成13年に打ち出した「e-Japan戦略」がありますが、これは国を挙げて「電子政府」を実現しようというものです。この電子政府が実現されると、当然ながら予算面も含め行政事務は効率化し、多面にわたってスリム化されます。

つまり、①データの提出により行政側での入力作業が不要であったり、②確定申告書の送付費用の削減により、行政事務を効率化してできた時間やスリム化してできた予算を使って更に質の高い行政サービスを提供していこうということです。

国税庁では、この電子政府を実現するために、システムを開発あるいは修正して、利用拡大を推進しているのが「e-Tax」です。

会社や国民の皆さん一人一人が、e-Taxなどを利用していただくことで、国全体が電子化することができ、その恩恵として国民の皆さんは、新たに質の高い行政サービスが受けられる、更には国家財政にも好影響を及ぼすことになるわけです。e-Taxは税務行政のためではなく、皆さんがe-Taxをご利用いただくことで行政は確かなものになり、更に質の高いサービスを受けるためであるということをご理解いただけたらと思います。

次に、確定申告書等作成コーナーを紹介します。確定申告書等作成コーナーは、パソコンの画面の案内に従って入力すれば、システムで計算を行いますから、簡単に誤りのない確定申告書が作成できます。作成した申告書をe-Taxで送信できますし、印刷して税務署へ郵送などにより提出することもでき、非常に多くの方が利用しています。

次に、税務相談の新しいチャネルとして導入しているチャットボットについて紹介します。令和元年に公表されました「税務行政の将来像」で、税務相談の効率化・高度化が示され、納税者の利便性の向上の一つとして開発された相談チャネルです。

このチャットボットにはキャラクターがあり、「税務職員ふたば」と名前が付けられています。これを機会に是非お知り置きください。チャットボットとは、「チャット(会話)」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、キーワードなどをフリーワードで入力していただくと、AI(人工知能)を活用して自動回答するウェブサービスをいいます。



チャットボットの導入により、税に関する疑問について、電話での相談に比べ、より気軽に質問をしたり、国税庁ホームページに掲載している税の情報に、より短時間でアクセスすることができ、しかも24時間いつでもご利用いただけます。チャットボットは、相談事例の蓄積や、AIの学習を繰り返しながら対応範囲を順次拡大していく予定としており、年末調整については12月まで、年明けの令和3年1月中旬からは、確定申告にも対応する予定となっています。

スマートフォンからアクセスすることができ、手軽にご利用できますので、多くの皆様にチャットボットを使って様々な質問をしていただき、その感想などをチャットボットに表示されるアンケートに入力していただくことにより、事例の蓄積やAIの学習が進んでいきますので、是非チャットボットのご利用をお願いいたします。

次に、ダイレクト納付について紹介します。ダイレクト納付というのは、あらかじめ利用届出書を税務署に提出していただき、e-Taxを利用して電子申告をした後に、簡単な操作で届け出をした預金口座からの振替によって納付することができる手段です。

このダイレクト納付は、これまでの電子納税の利便性に加えて、①ネットバンクの契約が不要、②即時に又は期日指定で納付することができる、③税理士による代理の納付手続きが可能、といったメリットがあり、特に、納付の機会が多い源泉所得税などについては、ダイレクト納付をご利用いただくと便利です。

次に、国税庁ホームページについて紹介します。国税庁ホームページは、①税の情報を提供する機能、②納税者サービスの窓口としての機能、③ご意見を聴く窓口としての機能の3つの機能を持っています。全国には「524」の税務署がありますが、このホームページが「525番目の税務署」と言っても過言ではないかと思えます。

次に、「税務相談の集中化」について紹介します。納税者の皆様からの電話は、名古屋国税局管内全体で、1年間に180万件を超えています。そのうち、「一般的な相談」については、国税局ごとに設置した「電話相談センター」で集中的に受けています。名古屋国税局の相談センターでは、年間72万件以上の電話相談を受けています。電話での対応が難しく、個々の相談者の申告・納税に具体的に直結するような「個別の照会」については、税務署で予約制による面接相談を行っていますので、事前に税務署に予約をしていただければ、お待たせすることなく相談が可能となっています。

次に、納税環境の整備の一環として社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）についてお話します。マイナンバー制度は、行政を効率化して国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。マイナンバーについては、各市町村が住民1人1つの12桁の番号を指定して、住所宛に個人番号通知書により通知します。マイナンバーの利用範囲は、社会保障・税・災害対策のうち、法律や条例で定められた事務にしか利用できないこととなっています。

法人番号については、国税庁が1法人に1つの13桁の番号を指定して、所在地に書面で通知します。法人の3つの情報である、①名称、②所在地、③法人番号は、インターネットを利用して広く一般に公表されており、誰でも利用可能となっています。

次に、マイナンバーカードです。マイナンバーカードは、公的な身分証明書として唯一無料で取得できるものです（再発行を除きます）。既に、e-Taxをはじめ多くの公的機関で利用できるようになっていますが、これからの公的手続きには、このマイナンバーカードが必要になってくるものと思いますので、お早めに取得されることをお勧めします。これからのデジタル社会では正確な本人確認が極めて重要となります。政府はマイナンバーカードを安全・安心なデジタル社会の基盤と位置付けています。現在、カードの普及率は20.5%（令和2年10月1日現在）にとどまっていますが、政府は、令和4年度中におおむね全ての住民がカードを取得することを想定して、国民の皆様への普及と利活用を全力で推進しています。

そこで、マイナンバーカードの使い道について、いくつか紹介します。まず、マイナンバーカードは、①顔写真入りの公的な身分証明書となります。②全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書などを取得できます。③e-Taxによる確定申告もマイナンバーカードを使用すれば更に便利になります。④保育所の入所申請等の行政機関へのオンライン申請「子育てワンストップサービス」も可能になります。⑤9月からはマイナンバーカードを活用した消費活性化策「マイナポイント」が実施されています。更に⑥令和3年3月からはマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになる予定です。マイナンバーカードが健康保険証になれば、就職や転職、引っ越しをした場合でも、保険証の切り替えを待たずに医療機関での受診や薬局での受付ができるなどとても便利です。また、e-Taxと連携して医療費控除の申告もできるようになる予定もあります。

【2つ目の柱「適正・公平な税務行政の推進」】

適正・公平な税務行政の推進のために、①関係法令の適正な適用、②的確な指導や調査の実施、③滞納者に対する滞納処分の執行を行うことにより、善良な納税者が不公平感を抱くことがないように取り組んでいます。

それでは、まず、実地調査についてお話します。

税務調査は、申告内容を帳簿などで確認し、誤りがあれば是正を求めるものです。税務署では、様々な角度から情報の分析を行い、特に、大口・悪質な納税者に対しては、組織力を最大限に生かして厳正な調査を行っています。実地調査で把握した1件当たりの申告漏れ所得金額は、平成30事務年度における全国のデータであります。所得税では1件当たり819万円、法人税では1,397万円となっています。

実地調査におきましては、①消費税の適正課税の確保のための十分な審査と調査、②資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査、③的確な無申告者の把握、④シェアリングエコノミーなどの新分野の経済活動への的確な対応、⑤納税者の主張の正確な把握と適正な課税処理の遂行の5点について重点的に取り組んでいます。

次に、無申告法人・無申告者に対する取り組みについてお話します。無申告は、申告納税制度の下で、適正な申告と納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすものですので、資料情報の収集や活用にも更に力を入れ、的確かつ厳正に対応しています。

平成30事務年度の全国のデータとなりますが、①無申告法人の調査は2,683件実施して法人税76億円・消費税66億円を追徴課税し、②個人の無申告者の調査は8,147件実施して所得税197億円を追徴課税しています。これらの追徴税額は、無申告法人・無申告者ともに、毎年増加しているのが実情です。

また、近年、ICT化の更なる発展により、デジタルコンテンツ配信、ネット広告、暗号資産、シェアリングエコノミーなど、新分野の経済活動が広がりを見せています。これらの経済活動は、ネットワーク上で行われているものであり、①広域的・国際的な取引であること、②足が速いこと、③取引の実態が分かりにくいこと、更には、④参入が容易であること、などといった特徴を有しており、適正な申告を行っていない納税者を見逃すことになりかねません。

こうした新分野に対する適正申告のための環境作りとして、①国税庁ホームページによって税務手続や課税上の取扱いを情報発信したり、②申告・納付手続の利便性を向上したり、③仲介事業者などを通じた適正申告の呼びかけなどの取り組みを引き続

き推進していくこととしています。

情報収集・分析の充実の観点では、全国の国税局にプロジェクトチームを設置し、情報照会手続等の法的な枠組みも活用して情報収集を行い、収集した情報を的確に分析することにより、課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、行政指導や税務調査を実施して、適正課税の確保に努めていくこととしています。

税務署では、適正かつ公平な課税を実現するために、税金の申告・納付に関する的確な指導を行い、特に不正に税金の負担を逃れようとする納税者に対しては、様々な角度から厳正な調査を実施しています。

税務署の税務調査とは別に、不正な行為を行って故意に税を免れた納税者には正しい税を課すほかに刑事責任を追及するため、強制的権限を行使するなどして犯罪捜査に準ずる方法で調査しています。そして、その調査結果に基づき検察官に告発し起訴することを求めます。これを査察制度といいます。査察制度は、大口・悪質な脱税者の刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて適正・公平な課税の実現と申告納税制度を維持するという重要な使命を担っています。

令和元年度中に、全国で一審判決が言い渡された件数は124件で、その124件全てにおいて有罪判決が出されており、しかも5人に対し実刑判決が出されています。ここ数年の有罪率は毎年100%となっています。多くの納税者の方々は適正な申告と納税を行っておられますが、一部に大口・悪質な脱税者がいることは非常に残念なことです。「脱税は、いわば社会公共の敵」というべきもので、このような脱税を摘発するため、全国の国税査察官は、国民の皆様のご理解・ご支援を得て日夜努力しています。

次に、国際化への対応についてですが、「租税条約に基づく情報交換」の仕組みについて簡単にお話します。海外と取引のある納税者の調査におきまして、取引内容が不明であったり、取引先に確認を要するような場合において、租税条約により日本と情報交換規定が締結されている国であれば、情報提供要請を行います。情報提供要請を受けた国の税務当局は、取引先に対して調査を行って情報を収集し、その取引情報を提供します。こうした情報交換ネットワークを活用して、調査の充実を図っています。令和2年7月1日現在で、日本の発効済み租税条約の数は76となり、その租税条約の適用は、139か国・地域に増えてきています。

ここまでは、調査事務についてお話ししましたが、ここから、徴収事務についてお話しします。

無申告と同様に滞納も当然ながら「悪い」ことです。悪いこととはいえ、滞納は常に発生しています。このため、チラシ・ホームページ・広報誌など、あらゆる手段にて周知・広報し、滞納が発生しないように未然防止を図っています。また、滞納残高を圧縮する(減らす)ために、大口・悪質な滞納者には、差押えや搜索などの厳正な滞納処分を行うなど、滞納事案の確実な処理を行い滞納整理の促進に取り組んでいます。

新規に発生した滞納事案については、集中電話催告センター(「納税コールセンター」と呼んでいます。)で幅広く所掌し、集中電話催告システムを活用して、効果的・効率的な滞納整理を行っています。このコールセンターは、全国の全ての国税局に設置されています。

仕組みについて簡単に申し上げますと、コンピュータが滞納者に電話をかけ、担当者がパソコン画面の情報を参照しながら電話で納付の催告を行うというものです。ちなみに、令和元事務年度には61.4%が納税コールセンターで完納しています。

皆さんご存知のように、滞納税金を徴収するため財産を差押えることがあります。この差押えられた財産を強制的に売却して、その代金を滞納国税に充てるという制度を「公売」といいます。

公売には、国税局や税務署の会場で入札により行うものに加え、平成19年からは、民間のオークションサイトを活用したインターネット公売を実施しています。インターネット公売は、パソコンから参加できますので、会場へ出向く必要はありませんし、オークション期間中は24時間参加できます。ちなみに、過去にインターネット公売に出品された財産には、高級外車・高級腕時計・宝

石などがあります。

徴収事務の話の終わりに、悪質な滞納者に対する厳正な対応についてお話しします。滞納者の中には、様々な事情を抱えている方もいます。滞納整理では、滞納者それぞれの実情を十分に把握して、分割納付を認めて納税を猶予するなどの対応をしています。納付の意思がないとか納付の約束の不履行を繰り返すとか、こういった悪質な滞納者に対しては、プロジェクトチームを編成して組織的に搜索や差押えの滞納処分を実施します。また、差押えを免れるために、財産を隠ぺいするなどの行為を把握した場合は、滞納処分免脱罪として告発し、厳正に対応しています。

過去10年間の滞納残高の推移ですが、平成22年の滞納残高1兆4,201億円が令和元年には7,554億円まで減少しています。これは徴収担当職員の日々の努力の結果です。なお、ピークであった平成11年度以降、21年連続で滞納残高は減少しています。

【令和2年分の確定申告に向けた取組】

最後に、令和2年分の確定申告に向けた私どもの取組を紹介します。

例年、確定申告会場へは多くの納税者が来場されており、申告会場はいわゆる「3密」の極みの状況です。こういった状況の中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年分の確定申告では、コロナ対策(いわゆる3密回避)として申告会場のレイアウトを大きく変更する予定です。

社会的距離を保つために納税者と納税者の距離を確保したり、待合所を縮小するなどを考えており、コロナ対策を取るとレイアウト変更を余儀なくされるわけですが、変更した場合の問題点が出てきます。その問題点が、収容可能人員、つまり対応可能人員が制限され減少するという点です。

このため、自宅からe-Taxを利用して申告していただくよう積極的に広報活動を行っているところであります。

この状況をご理解いただきまして、その上で法人会の会員である皆様をお願いをさせていただきたいことがございます。

e-Taxのメリットの説明でも申し上げましたが、e-Taxは、便利かつスピーディーで、還付手続きは相当早いですし、安心かつ安全であり、究極の感染症対策と言える方法でありますので、幅広くe-Taxでの申告を推奨しているところです。給与所得者で「ふるさと納税の寄附金控除」や「医療費控除」の確定申告をされる皆様の会社の従業員さんも何人かいらっしゃると思っています。また、初めて令和2年分は確定申告をしようとお考えの方もいらっしゃるのではないかと思います。そこで、「従業員の方の確定申告を是非とも、e-Taxで提出」するようお勧めさせていただきたいというお願いでございます。

自宅のパソコンやスマートフォンからe-Taxを利用する方法は、①「マイナンバーカード」を利用する方法、マイナンバーカードをお持ちでない方の暫定の方法として、税務署が発行する②「ID・パスワード」を利用する方法の2通りがあります。

「マイナンバーカード」は市区町村が発行しますが、「ID・パスワード」は税務署が発行しますので、私どもの職員を皆様の会社に出張させて発行することも可能です。

確定申告会場は、先ほど申し上げましたように、コロナ対策を取り感染防止に努めますが、リスクは完全にゼロにはなりません。自宅からのe-Taxによる申告は、きっと、従業員の皆様やご家族のリスク回避につながるものと考えています。3密回避のために、混雑する確定申告会場には出向かずご自宅からのe-Taxをご利用いただくことで、私どものみならず、皆様の会社にとってもプラスに働くものと考えています。

是非、「自宅からのe-Tax」のご利用を推奨していただきますようお願い申し上げます。本日の講演を終わらせていただきます。

長時間にわたり、ご清聴いただきまして誠にありがとうございます。

※この記事は11月16日の税務署長講演を要約したものです。

文責／一般社団法人昭税務法人会



🏆 **昭和税務署長賞**
日進市立北小学校 夏目萌亜さん



🏆 **(一社)昭和法人会会長賞**
日進市立南小学校 宮崎 愛さん

第5回

税に関する 絵はがきコンクール

全国の法人会では、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。

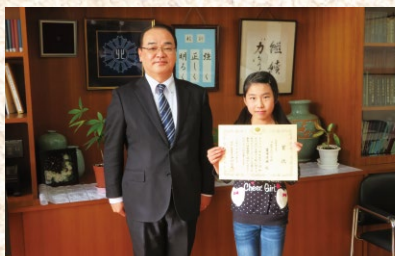
昭和法人会女性部会も、本年で5回目となるこの絵はがきコンクールを、6月に管内60校の小学校全校に応募チラシを送付し、管内の小学校のご協力を得て9月中旬まで応募作品を直接受け付ける形で実施しました。

その結果、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響や学校現場の負担軽減も考慮しながらの対応となりましたが、37編の作品が寄せられました。

女性部会では、この応募作品を柴垣会長や昭和税務署の幹部職員を含めた作品審査会を行い、その結果8編の作品を入賞作品として選びました。

表彰方法については、例年であれば昭和税務連絡協議会が主催する「税に関する作品合同表彰式」を開催するところですが、本年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集合方式で開催することはできませんでした。

そのため、入賞者には、昭和税務署長や会長ら役員が直接入賞者の学校に赴き、それぞれ校長室での表彰となりました。



昭和税務署長賞の夏目 萌亜さん



(一社)昭和法人会会長賞の宮崎 愛さん



昭和税務連絡協議会会長賞の両角 慶太さん



女性部会長賞の高木 理央さん



青年部会長賞の足立 奈優さん

ぼくがさみしさを
感じなかったのは



あなたの税金で買った
車イスがあつたから



昭和税務連絡協議会会長賞

長久手市立南小学校 両角慶太さん



昭和法人会
女性部会長賞

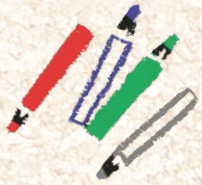
名古屋市立八事東小学校
高木理央さん

税金で未来を守る



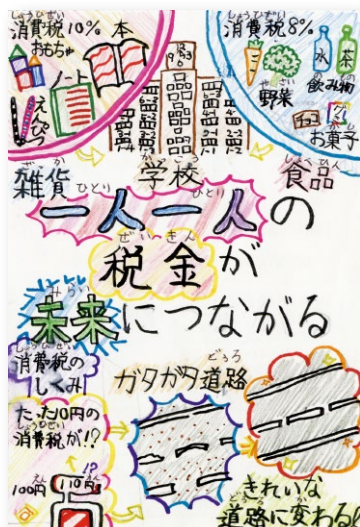
昭和法人会
青年部会長賞

名古屋市立平針南小学校
足立奈優さん



優秀賞

日進市立竹の山小学校 堀場美穂さん



優秀賞

名古屋市立八事東小学校 山田未来さん



優秀賞

日進市立北小学校 山本旺輝さん

令和2年度 税に関する作文



東海税務連絡協議会会長賞

中学生の「税についての作文」

名古屋市立天白中学校 3年
すなだ こうじ
砂田 航司さん

『思いやり・助け合いの税』

「どうぞお薬です。」「ありがとうございました。」と言って、母は病院の受付で、僕の持病の薬を受け取っていました。あとは会計かと思いつくと、母が「さあ帰ろう。」と僕に声をかけました。「会計は？」と不思議に思い尋ねると、名古屋市は、中学卒業まで、子供の医療費が無償であると聞き驚きました。

実は僕は幼い頃からひどい喘息があり、毎日苦しい

想いをしていました。今も悩まされているアトピー性皮膚炎もひどく、今もなお治療を続けています。病氣自慢ではありませんが、おまけに幼稚園の頃、弱視と診断され、治療と定期検診にかれこれ十数年、四か月に一度程通院しています。その他、けいれんを起し救急車で運んでもらったり、歯の治療やケガ等を含めると、どれほど病院で治療を受けてきたか数えきれない程です。おかげで、喘息も幼少期よりかなり軽くなり、ほやけていた視力も、生活に支障のない程になりました。母はこの制度のおかげで、精神的にも経済的にもどれほど助けられたかと、とても感謝しています。僕も感謝の気持ちで、いっぱいになりました。でもどうして無償なのか、実は国民が支払っている様々な税金が充てられていると知り、驚き・感謝と共に、この制度のすばらしさを感じました。それと



昭和税務署長賞

中学生の「税についての作文」

名古屋市立菺山中学校 3年
あおやま ゆい
青山 侑以さん

『私達の暮らしを照らす税のあかり』

今年のお正月に家族で東京ディズニーランドに行きました。ディズニーへは夜中に父の運転で高速道路を走って行きます。私はいつも寝ていますが、今年は眠れなかったので窓の外を見ていました。新東名高速道路という新しく出来た道路を走って行ったのですが、きれいな道路で夜中なのにすごく明るくて、橋などがライトアップされ、とても気持ちの良い道路でした。父が、「新東名は明るく

て、夜でも走りやすいんだよ」と話してくれました。こんなきれいな高速道路がどんなお金で作られているかを調べてみました。主には自動車の重量税という車にかかる税金で作られているそうです。車にかかる税金で道路を作るのはとても合理的だと思いました。名古屋市の道路はほとんどが舗装されています。私の家から学校までの道も歩きやすく整備されています。夜は暗くなる前に街灯がつくので帰り道も安心です。警察や消防など万が一の時に私たちを助けてくれる方々の活動にも税金が使われています。私たちが安心して暮らすことは、国民の納めた税金によって支えられているとわかりました。2月から猛威を振っているコロナウイルスの対策にも多くの税金が使われ、役に立っています。感染対策のマスクの配布、医療機関や介護施設などへの感染予防対策品の配布



昭和税務署長賞

「税に関する高校生の作文」

名古屋市立若宮商業高等学校 3年
かわの
河野 アイコさん

『グローバル化に伴った税のあり方と世界と税の関わり』

私は、グローバル化に対応した税のあり方や今後の課題について考えてみました。経済のグローバル化の進展に伴い、日本の経済やマーケティングも新しく展開しています。グローバル化と税の関係については、今後、グローバル化に対応した経済、国際関係を維持していく上

でとても重要なことだと思います。また、日本の社会が日々変化していく一方で外国の社会も日々変化していきます。様々な国との間での税務上の調整も重要なことだと思います。

私は外国籍というもあり、自分が籍を持っている国と日本の税の関係性がとても気になります。最近ではありますが、私が籍を持つ国と日本の間で租税条約が署名されました。このことから、税上の取引は日本国内に住む外国人に対しても重要なもので、それがあって安心して住むことが出来るのだと感じました。

また、グローバル化が進む中で、世界には貧困や飢餓に苦しむ人々が多く、国際社会が見逃すことのできない深刻な事態の国が多くあります。私は、主にボラン

同時に、自分がこんなにも助けられ、健康にしてもらったのに、消費税が上がる時に、損をする様な気がしていた無知な自分が恥ずかしくなりました。そこで、その他にも僕たちの生活の中で、どんなことに税が使われているか調べてみると、僕達が安心・安全・衛生的に暮らしていくのに、税が欠かせない事がわかりました。例えば僕達が毎日楽しく通う学校や公園、図書館等の運営・維持、細かく言えば、僕達が使っている教科書もです。僕達が安全で快適に、そして充実した環境で教育を受けられるのも税が活用されているからなのです。私立高校授業料無償化もスタートし、より多くの学生が、安心して教育を受けられる様になると期待されています。税の活用には他にもあります。七月に九州地方を襲った豪雨災害では、甚大な被害をもたらしました。多くの

なども行われているようです。また感染が疑われた場合のPCR検査や感染確認後の宿泊施設への入所、病院への入院にも税金が使われているそうです。国民への生活資金援助なども税金でしか出来ない事です。また今年も日本の至る所で大きな災害が起きています。この様な国民の危機的状態への対応にも税金が有効に使われています。

税金は、私たちの暮らしを照らすあかりみたいだと思います。あかりは私たちの生活を明るく照らして、ついているとあまりありがたみを感じないけれど、無くなるととても不便になり危険にもなってしまうからです。中学生の私は買い物の時の消費税ぐらいしか税金は納めていません。昨年10月に8%から10%に消費税が上がりました。その時も、私はあまり興味がなく、2%ぐらいいいかなと簡単

ティア活動をするJRC部という部活に所属しています。その活動の中で、あしなが学生募金という日本国内の病気や災害によって親を亡くされた子どもたちや親に障がいがある子どもたちの奨学金、アフリカなどの子どもたちが教育をうけるための奨学金として使われる街頭での募金活動を行いました。この活動を通して日本国内や世界の深刻な事態を理解でき、自分も力になりたいと思うようになりましたが、さらにこの税に関する作文を通して税のことを調べていくうちに、経済協力費というのを知りました。国々の生活環境を改善するには、国際社会が援助する必要があり、それを税を通して行っていることに感心しました。ですがそう思う反面、経済協力費で支援しているにも関わらず世界の深刻な事態には変わりないと思いました。

方々が住居を失い、町も以前の姿を想像できない程の惨状でした。僕はここでも国民が納める税金が、被害にあわれた方々の生活再建に役立っていることを知り、改めて、税金を納めることは、お互い思いやり、助け合う事であると感じました。

まだ子供の僕に、税金を納める機会は少ないですが、今僕にできる事は、税について正しく理解し、税に助けられて、幸せに生活ができている事に感謝する事だと思います。そして大人になり税金を納める立場になったら、当然ですが、きちんと納める事だと思います。自分も助けられ、誰かを助ける事のできる、相互扶助の精神がそこに存在します。国民皆が正しく税金を納め、お互いを思いやる社会が、さらに発展することを願います。

に考えていました。しかし税金の事を調べた時、2%がいかにか大きな財源となり、社会福祉に役立つかを知りました。私の小さな買い物めぐるめぐって安全な社会生活の足しになるのかと思うと世の中の役に立ったみたいで嬉しく思いました。

今後も税金が私たち国民の生活を明るく照らしてくれるように国民はきちんと納税の義務を果たし、国や地方自治体の方々は国民の税金を適切に使用して、私たちの安全な生活を支えて頂きたいと思います。そして私は、税金を納めている大人やそれを私たちのために使ってくださっている国や地方自治体の方々のおかげで、あかりで照らされた、安心安全な生活が送れることに感謝していきたいと思います。

そのうえ、現在は新型コロナウイルスにより、深刻な事態におかれている人々がより深刻で困難な事態にいます。そういった人々を助けるのも税の大きな役割だと感じました。

この税の作文を通して、社会と税の関わり、そして世界と税の関わりを理解し、関心が持てました。税だけでは援助しきれない人々の生活や人生があると思います。それを、税としての形ではなく、自分の思いで募金をしたり、募金活動を行うということが、今自分にできることだと感じました。そして、税があることによって自分自身も生活を支えられていることを忘れずに、私も税を通して支えていきたいです。

申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンはこちらから→

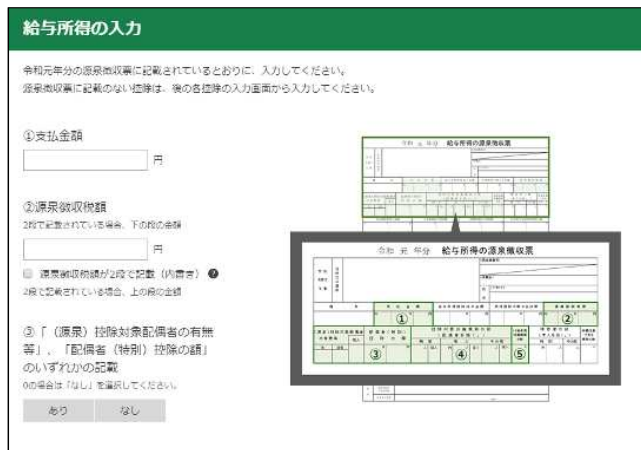
確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想
94%の方が役立つ
と回答

確定申告書等作成コーナーの
利用率
3人に2人が利用

STEP 2 申告書を作成



スマホ専用画面



パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年分のもです。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダーライター または マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



または



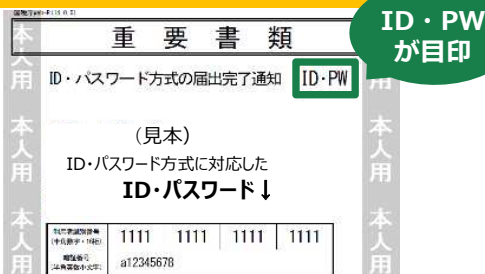
ICカードリーダーライターとして代用できる端末は一部のみ



対応端末の一覧はこちら！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

IDとパスワードで送信



・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

国税庁ホームページはこんなに便利！

マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「**マイナポータル**」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。
詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「**Google Chrome**」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。
また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

困ったら" ふたば " にご相談ください ※令和3年1月公開予定



税務職員
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「**税務相談チャットボット**」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「**タックスアンサー**」をご確認いただくか、**電話**でお問い合わせください。



スマホでの相談
はこちらから！

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。



国税庁 法人番号7000012050002

R2.9

チャットボットによる 税務相談が始まります。

年末調整のご相談は 令和 2 年 10 月 28 日から
所得税の確定申告のご相談は 令和 3 年 1 月中旬から



税に関する疑問は、
AIチャットボットの
ふたば に
ご相談ください。

税務職員ふたば

24時間いつでもご利用いただけます。

※メンテナンス時間を除きます。

AIチャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。

チャットボットは、国税庁ホームページでご利用いただけます。

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002

スマホでのご利用
はこちらから！



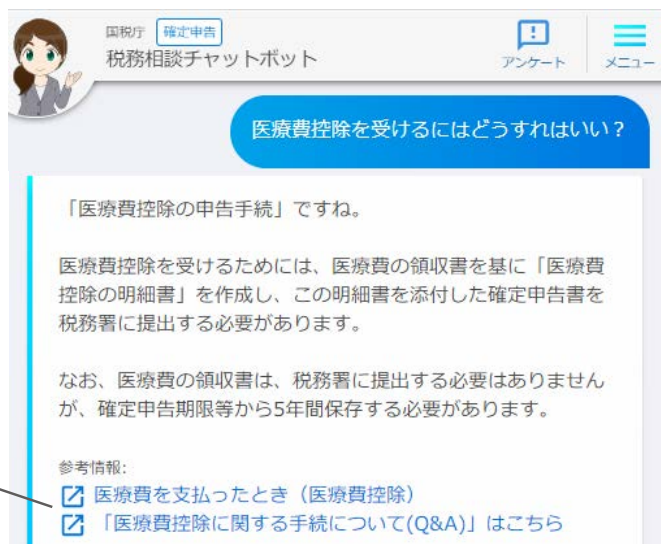
質問のしかたは 2 通り

1 メニューから選択する

2 文字で入力する

質問をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報の[リンク](#)をクリック



- ・チャットボットは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)でご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・令和2年10月28日から同年12月28日まで年末調整に関するご相談に、令和3年1月中旬から所得税の確定申告に関するご相談に対応する予定です。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書
受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については右頁をご覧ください。➡

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社	① 請求書発行事業者の氏名又は名称
●年●月分		② 取引年月日
■月▲日 割りばし 550円		③ 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)
■月▲日 牛肉 ※ 5,400円		④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
合計 43,600円		⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
(10%対象 22,000円)		
(8%対象 21,600円)		
※は軽減税率対象		

<インボイス> 令和5年10月~

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社 (T1234...)	区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
●年●月分		① 登録番号 《課税事業者のみ登録可》
■月▲日 割りばし 550円		② 適用税率
■月▲日 牛肉 ※ 5,400円		③ 税率ごとに区分した消費税額等
合計 43,600円		
10%対象 22,000円 内税 2,000円		
8%対象 21,600円 内税 1,600円		
※は軽減税率対象		

「インボイス制度」ってナニ？

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス^(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号7000012050002

2020.10

スマートフォン決済アプリによる県税の 納付方法を拡大しました

～ PayPay、LINE Payの利用を開始～



愛知県では、県税の納付に対する納税者の更なる利便性向上及びキャッシュレス決済の普及促進を図るため、2020年12月1日(火)から、スマートフォン決済アプリによる県税の納付方法を拡大し、新たにPayPay及びLINE Payの利用を開始しました。

◆利用開始日

2020年12月1日(火)

◆利用できるアプリ

PayPay、LINE Pay

◆対象税目

県税の全税目

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコード印字があるもの)に限ります。

◆利用方法

対象アプリをスマートフォンにインストールのうえ、スマートフォン決済アプリの請求書の支払いサービスを利用して、納付書のバーコードを読み取ることにより納付することができます。

※事前に利用登録やチャージが必要です。

※別途通信料が発生します。

※手数料はかかりません。

◆その他

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、スマートフォン決済アプリによる納付をはじめとした、非対面式のキャッシュレス納税(クレジットカード、ペイジー等)のご利用をお願いします。

なお、一部の金融機関においては、口座登録やチャージが一時的にご利用いただけなくなっております。詳しくは、PayPay又はLINE Payのウェブページをご確認ください。

PayPay : <https://paypay.ne.jp/event/bill-payment/>

LINE Pay : <http://pay-blog.line.me/archives/74562305.html>

※領収証書及び自動車税種別割の納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)は発行されません。

【お問い合わせ先】

愛知県名古屋南部県税事務所 徴収課

電話 052-682-8922 (ダイヤルイン)

eLTAX（エルタックス）では、令和元年10月から法人県民税及び法人事業税の電子納税が地方税共通納税システムにより運用されています。

◆全ての地方団体へ電子納税できます

地方税共通納税システムにより、全ての地方団体に一括して電子納税ができるようになりました。また、既存の電子納税の方式に加え、「ダイレクト方式」を導入しました。

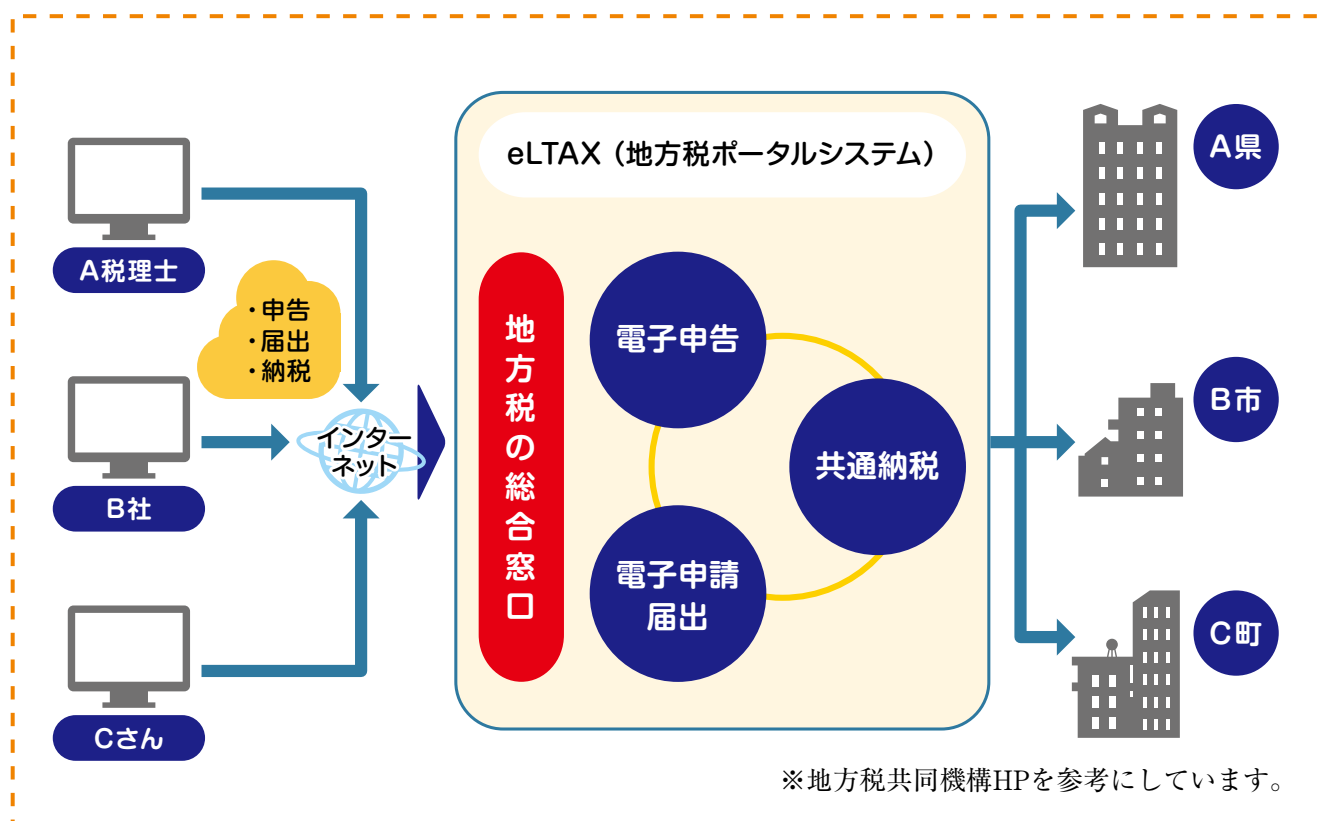
ダイレクト方式とは、納税者が事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納税する方式です。これにより、税理士等の代理人による納税手続きが容易になりました。

◆一度の手続きで複数の地方団体に納税できます

納税者は、一度の手続きで複数の地方団体あての納税が可能となり、納税先ごとの納付書作成や、地方団体の指定・収納代理金融機関等に持ち込むといった事務負担から解放されます。

◆納税できる県税は

- 法人県民税 ○法人事業税 ○特別法人事業税 ○地方法人特別税



◎詳しくはこちらをご覧ください。

愛知県 税務課 電子納税

検索

【お問い合わせ先】

愛知県名古屋南部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ
電話 052-682-8923 (ダイヤルイン)

個人市民税・県民税 給与支払報告書の提出

●個人別明細書と総括表の提出について

1 提出期限

なるべく令和3年1月20日(水)までに提出をお願いします。(提出期限は令和3年2月1日(月)です。)

2 個人別明細書の提出対象

令和2年中に給与等の支払を受けた方で、

- (1) 令和3年1月1日に給与等の支払を受けている方
- (2) 令和2年中に退職した方(注)

(注)個人別明細書の提出義務があるのは、令和2年中の支払金額が30万円を超える方ですが、支払金額が30万円以下の方についても、提出のご協力をお願いします。

3 提出先

令和3年1月1日(退職者については退職時)に名古屋市内に住所がある方の個人別明細書に総括表を添えて、名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。

提出の際には、年末調整関係の資料に同封の返信封筒をご利用いただきますようご協力をお願いします。

●提出は電子申告が便利です

給与支払報告書は、地方税ポータルシステム「eLTAX」(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)を利用して電子申告することができます。

自宅やオフィスのパソコンなどから複数の市町村へ一括して申告することができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

●よくあるご質問について

『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)に掲載していますので、給与支払報告書をご提出いただく際の参考としてください。

名古屋市は個人市民税の特別徴収を推進しております。事業者の皆様にも、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館)
名古屋市個人市民税特別徴収センター 電話(052)957-6930

償却資産(固定資産税)申告書の提出

1 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産(構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品など)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定により所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

2 申告

毎年1月1日現在に償却資産を所有されている方が納税義務者になりますので、資産の所在する区ごとに申告書を作成していただき、資産の所在する区を担当する市税事務所へ申告していただきます。

提出期限は令和3年2月1日(月)です。提出期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので、なるべく令和3年1月20日(水)までの提出にご協力ください。

3 提出先

名古屋市では、市税に関する事務を金山市税事務所、栄市税事務所、ささしま市税事務所で行っています。これに伴い、償却資産申告書の提出先、お問い合わせ先が、資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産係となっています。下記の該当する市税事務所固定資産税課償却資産係へご提出ください。なお、窓口が混雑することが予想されますので、郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。

資産の所在する区	担当する事務所	所在地	連絡先
昭和区 瑞穂区 熱田区 南区 緑区 天白区	金山市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	TEL(052)324-9809 FAX(052)324-9826
千種区 東区 北区 中区 守山区 名東区	栄市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒461-8626 名古屋市中区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	TEL(052)959-3309 FAX(052)959-3319
西区 中村区 中川区 港区	ささしま市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒450-8626 名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号 (日本生命笹島ビル8階)	TEL(052)588-8009 FAX(052)588-8019

4 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した方へのおしらせ

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて、30%以上減少している中小事業者等(性風俗関連特殊営業を営む者を除く。)については、特例措置に係る申告書等を提出することにより、所有する事業用家屋及び償却資産の固定資産税・都市計画税について、令和3年度課税分に限り、課税標準を2分の1またはゼロとする特例を適用します。

※前年比で30~50%減少の場合は2分の1に、前年比で50%以上減少の場合はゼロとします。

償却資産への特例適用については、令和3年1月4日(月)~2月1日(月)までの期間に、以下の①~③の書類を提出する必要があります。

提出書類の詳細については、名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)をご覧ください。

- ①特例措置に係る申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)(原本)
- ②収入減少を証明する書類(会計帳簿、青色申告決算書、収支内訳書の写し等)
- ③令和3年度償却資産申告書、種類別明細書

※「特例措置に係る申告書」は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。



令和3年度 税制改正要望 行動する法人会

法人会では、毎年中小企業を中心とする企業側の意見等をまとめ、法人会の発足以来「税制改正に関する要望・提言」を、法人会活動の大きな位置付けの一つとして捉え、税制委員会が中心となって各会から出された意見等をもとに、県連・全法連へと順次意見を取り次ぎ議論を重ねて、全国440法人会の総意として「令和3年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。

このまとめられた提言をもとに、愛知県下20の法人会では、それぞれ地元出身の国会議員に直接行動することとし、当昭和法人会では、相羽税制副委員長を筆頭に、直接近藤昭一衆議院議員及び池田佳隆衆議院議員にそれぞれ中小企業の声を直接強く訴え、「税制改正の提言書」を手渡し、要請内容が国会に反映されるよう要請行動を実施しました。



衆議院議員 近藤昭一氏（立憲民主党）への要請行動



衆議院議員 池田佳隆氏（自由民主党）への要請行動

令和3年度 税制改正 スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

令和3年度 税制改正に関する提言（要約）

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

- ・新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナウイルス感染対策と経済活性化の両立を図っていかねばならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。
- (1) 新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は一般的な支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。
- (2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。な

お、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

- (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。
- ・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- ・新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。
 - (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

II. 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

- ・中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。
 - (1) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。
 - (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。
 - (3) 中小企業の設備投資支援措置
中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。
なお、「中小企業経営強化税制」、及び令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。
 - (4) 役員給与の損金算入の拡充
 - ① 役員給与は原則損金算入とすべき。
 - ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等
新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

- ・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コスト及び税込確保などの観点から問題が多い。
- ・このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
 - (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
 - (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
 - (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
 - (4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3. 事業承継税制関係

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
 - (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
 - (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 - ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

- ・相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

5. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法及び課税方式を抜本的に見直すべきである。
 - ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
 - ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がな

く据え置かれているため、大幅に引き上げる。

- ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
- (3) 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
- (4) 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

6. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 電子申告

III. 地方のあり方

・今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の

拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べてラスパイルズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

・東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

・また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。また、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略^(注)

還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

福利厚生制度のご案内

法人会経営者大型保障制度創設50年

◇『想いをつないで50年「会員企業を守りたい」』キャンペーン展開中!

全法連では、経営者が病気や事故で倒れた場合、事業経営に深刻な影響を与えることから、このリスクから守るために、大同生命及び旧A I U（現A I G）の協力を受け共済事業の実施を提案し、昭和46年に当時では破格の1億円保障制度「経営者大型総合保障制度」を立ち上げました。以来、会員専用の制度として多くの会員の方々から支持を受けています。

現在、2021年にこの経営者大型総合保障制度が50周年を迎えることから、『想いをつないで50年「会員企業を守りたい」』キャンペーンを展開し、新規制度利用者の拡大とともに保険内容の見直し等を推進しています。

この機会に、会員の皆様も自社の保障内容等を見直してみませんか。この商品の取扱いは大同生命とA I G損保が取り扱っております。現在、新型コロナウイルスの影響により担当者がお伺いしにくい状況ですが、これら商品のお問合せ・ご用命は下記の連絡先をお願いいたします。

あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

企業のための保障制度

経営者大型総合保障制度

<会社をお守りするトータル保障プラン>

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための制度をご用意しています。 団体料率の適用により割安な保険料を実現!	死亡へのそなえ 総合型 Rタイプ	重度の身体障がい状態へのそなえ 総合型 Tタイプ	重大疾病へのそなえ Jタイプ	ケガ・病気による入院へのそなえ Mタイプ
--	---------------------	-----------------------------	-------------------	-------------------------

《取扱会社》大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501 AI G損害保険株式会社 ☎03-6848-8500 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!

Business Guard

《取扱会社》AI G損害保険株式会社 ☎03-6848-8500 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

政府労災の上乗せ補償 ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)	企業向け第三者賠償責任保険 スターズ STARS (事業総合賠償責任保険)
火災と地震災害に備える プロパティガード +企業地震保険 (企業財産保険 財物損害補償特約等)	個人情報の漏えい事故対策 情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)

個人のための保障制度

従業員の皆さまもご加入いただけます!

お一人様からでも集団取扱の割安な保険料*でご契約いただけます

法人会がん保険制度 法人会医療保険制度	個人のための保障制度 ・就労所得保障保険 ・定期保険 ・終身保険 ・介護保険もあります。
------------------------	--

《取扱会社》アフラック ☎0120-876-505 9:00~17:00(土・日・祝日を除く) アフラック 法人会 検索

ネット医療相談サービスをご利用いただけます
プロの医療チームがあなたをサポートします!
法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、病気や身体の気になることを、インターネットで月1件無料相談できます。
本サービスはアフラックの提携先(株式会社メディカルノート)が提供します。
お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

この利用はご自身の責任で行ってください

— 保障内容のお問合せは、各取扱会社へ —

創立70周年(社団化40周年)記念式典

令和2年11月16日(月) ●メルパルク名古屋



式典で挨拶をする柴垣会長



法人会 広報大使の佐藤奈緒美さん

昭和法人会のあゆみ

昭和法人会発足	昭和25年4月1日
社団法人化	昭和55年6月2日
一般社団法人化	平成25年4月1日

昭和法人会は、昭和25年4月に愛知県下4番目の法人会として発足しました。

当時は、戦後の混乱した経済復興の中にあって、自主申告・自主納税制度が導入され、税務行政の民主化が強く求められた時期で、納税者が納めなくてはならない税金を、自らが正しい税務知識を持ち、納税意欲を向上することによって企業の発展とともに税務行政に協力することが出来る団体として法人会ができました。

以来70年。この間、昭和55年に社団法人化してからも40年が経ちました。現在は、先の公益法人改革により平成25年から一般社団法人として活動を行っていますが、昭和法人会の良き伝統は継承しつつ、税知識の普及・啓蒙活動のほか、社会貢献活動や租税教育の分野にも力を入れ、さらに福利厚生制度の一環として、会員向けに法人会が作った経営者大型総合保障制度など幅広い分野で活動を行っています。

今般、創立70周年(社団化40周年)を迎え、当初は5月に開催した通常総会の折にこの式典を開催する予

定でしたが、あいにく新型コロナウイルス感染症の影響によりやむなく開催を延期し、11月16日(月)にメルパルク名古屋にて、「役員総集会」「税務署長記念講演会」の開催に併せ式典を実施いたしました。

この記念式典では、柴垣会長のあいさつに始まり、女性部会の川村幹事が「昭和法人会70年のあゆみ」を記念誌で解説しました。その後、来賓としてお招きした名古屋国税局課税第二部次長の浅井清貴様、愛知県法人会連合会専務理事の山田晴義様、昭和税務連絡協議会会長の松永研嗣様の3名からそれぞれご祝辞を頂きました。

当日は、各種の感染予防策を施し密にならないよう配慮した上での開催となり、参加人員も若干減りましたが、開催日が「税を考える週間」中であったことから、愛知県法人会連合会の広報大使である佐藤奈緒美様(女優)も激励に急遽駆け付けていただき、皆様のご理解とご協力により節目となる式典を無事に行うことが出来ました。



来賓 名古屋国税局 浅井清貴 課税第二部次長



来賓 愛知県連 山田晴義 専務理事



来賓 昭和税務連絡協議会 松永研嗣 会長

社会貢献事業

「管内図書館への図書寄贈」



名古屋市鶴舞中央図書館 山中館長へ目録贈呈



●令和2年11月2日(月)

名古屋市鶴舞中央図書館、瑞穂図書館、天白図書館

●令和2年11月6日(金)

東郷町立図書館、日進市立図書館、長久手市中央図書館

昭和法人会では、本年度、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、「狂言鑑賞会」や「演奏会」、「市民まつり」などの各種社会貢献事業をやむなく中止いたしました。

そのため当会では、これらの事業に代わる地域社会貢献ができることはないかと検討した結果、管内の各図書館において、新型コロナウイルス感染症の影響により利用制限や貸し出し図書の増加による各図書館の蔵書が手薄になっているとの情報をいただき、管内に所在する6つの公立図書館（鶴舞中央、瑞穂、天白、日進、長久手中央、東郷）に、従前から実施している租税教育活動をさらに拡大し、児童書及び税・経営に関する図書を寄贈することにより、広く地域の児童・生徒や地域住民に利用していただくことで税知識の啓蒙や社会貢献を図ることとしました。

図書の選定に当たっては、図書館側の司書等の専門家の意見を踏まえつつ、各図書館の希望に配慮した形で法人会が調達し、「昭和法人会寄贈図書」のシールを貼付した上で寄贈しました。

寄贈に当たっては、11月上旬に当会の柴垣会長がそれぞれの図書館や市役所・役場に赴き、直接図書の目録を手渡しました。このニュースは、中日新聞や中部経済新聞、中日ホームニュースでも取り上げられ、法人会の活動を広く周知する機会となりました。

◇寄贈した図書の内訳

1 名古屋市立鶴舞中央図書館	……………	155冊、	総額約33万4千円相当
2 名古屋市立瑞穂図書館	……………	145冊、	総額約22万4千円相当
3 名古屋市立天白図書館	……………	161冊、	総額約22万4千円相当
4 日進市立図書館	……………	101冊、	総額約22万5千円相当
5 長久手市中央図書館	……………	119冊、	総額約22万7千円相当
6 東郷町立図書館	……………	109冊、	総額約22万4千円相当
合 計	……………	790冊	総額 145万8千円相当



東郷町長 井俣賢治様へ目録贈呈



日進市 久保田教育長へ目録贈呈



長久手市 大澤教育長へ目録贈呈



名古屋市鶴舞中央図書館へ寄贈した図書

やさしい法人税セミナー

●令和2年9月3日(木)、10日(木)、17日(木)、29日(火)、
10月6日(火)、13日(火)の6日間
昭和ビル 9階ホール(名古屋市中区栄四丁目)

●講師/税理士 小掠めぐみ氏

本年度で7回目となる「やさしい法人税セミナー」を、9月3日(木)～10月13日(火)の間に6回の講座で開催しました。

本年も講師に、税理士の小掠めぐみ氏にお願いし、分厚い「図解法人税」のテキストをもとに、熱のこもった講義が行われました。

この講座は、昭和・名古屋中・千種法人会の3会が合同で、新たに経理や申告書作成担当など初めて法人税法に接した担当者方を対象に開催しているセミナーで、毎年多くの受講者が申込みをされています。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、密の状態を避け参加人員を絞り感染防止対策を十分にとって行ったことから、参加人員は例年の半分以下の35名の受講となり、当会からは10名の方が受講されました。参加者は、新たに経理担当になられた方も多く、聞きなれない税務用



講師の小掠税理士

語や法令の取扱いなどをメモを取るなどして熱心に受講され、疑問な点には講師に質問状が出せることを利用して積極的に知識習得に取り組んでいました。

この研修は、法人に係る税務知識の習得を目指す方や、企業内で決算書や法人税申告書の作成に携わる方々には今後受講されることをお勧めいたします。

税務研修会「税制改正の実務のポイント」



講師の名南経営 安藤税理士

●令和2年10月19日(月)～20日(火)の2日間
東京第一ホテル錦(名古屋市中区錦三丁目)

●講師/税理士法人 名南経営 理事長・税理士
安藤教嗣氏ほか

本年も令和2年度の税制改正に対応した研修会を、10月19日(月)及び20日(火)の2日間、東京第一ホテル錦において、「令和2年度税制改正の実務のポイント」税務研修会を開催しました。

この研修会は、昭和・名古屋中・千種法人会の3会が合同で毎年6月頃に開催しているもので、本年は、新型コロナの影響により開催時期をこの時期に遅らせ、かつ参加人員も縮小して開催する運びとなりました。

参加人員は、各日50名を限度としたことから、申込み開始直後から受講希望が殺到し、定員後の参加希望者には、当日使用のテキストの配付等で対応させていただきました。

研修会では、講師の(税法)名南経営の安藤教嗣税理士及び佐野公彦税理士により、名南経営のオリジナルテキストにより講義が進み、参加者は、新型コロナウイルス感染症防止策に協力をしていただきながら、熱心にメモを取るなど有意義な研修会となりました。

初級簿記教室

●令和2年11月18日(水)、25日(水)、
12月3日(木)、7日(月)、11日(金)、14日(月)、
17日(木)、21日(月)の8日間
名古屋市中企業振興会館 会議室

●講師/税理士 仙田浩人氏



本年度も、名古屋市中企業振興会館の会議室にて「初級簿記教室」を8回の講座で16名が参加し開催しました。当初予定では、6月から7月にかけて実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりその開講を延期し、11月18日(水)からの開催となりました。

この簿記教室は、簿記の基礎知識や仕訳の仕方、試算表の作成、日々の取引の貴重等、実務に即応する知識の習得を目的に開催している教室で、経理事務等を新たに担当した方々などを対象に、これらの基礎知識を習得する機会をとの要請が多くあったことから当会が実施することとなり、本年度で39年目を数える昭和法人会の伝統的な行事の一つとなっています。

講師には、天白区の税理士 仙田浩人氏にお願いをし、簿記の各項目について体系的に講義に対し参加者は日頃なじみの少ない仕訳や会計上のルールなどをペンと電卓を片手に熱心に勉強に取り組み、受講後2月に行われる日商簿記検定を目標に頑張っていました。

税務研修会 「年末調整等の実務のポイント」と「消費税(インボイス制度)」

- 令和2年11月20日(金) 名古屋市公会堂 第七集会室
- 講師/昭税務署 担当官(源泉所得税、法定調書、消費税関係)

昭税務署では、本年、税務署側が新型コロナウイルス感染症の影響により年末調整の説明会を行わないことになったことから、本年度の年末調整においては基礎控除額の変更などの改正事項もあり、さらに消費税のインボイス制度の導入まで迫ったことから、このテーマに対する税務研修会として新たに企画しました。

本研修会では、名古屋市公会堂第七集会室にて午前・午後の2回に分けて開催を案内したところ合計68名の参加者が受講しました。

当日は、「令和2年分年末調整について」及び「法定調書の作成等について」それぞれ昭税務署の担当官に講師をお願いし、当会が用意した解説書や手引きをもとに研修会を実施しました。特に、本年新たに改正された事項については、熱心にメモを取るなどして受講していました。

また、第二部として、本年10月からその実施が予定されている消費税のインボイス制度についても、まだこの制度の特徴や実務に及ぼす影響が浸透していないため、税務署の各事務系統の担当官に講師をお



願いし税務研修会を行いました。

研修会終了後には、各講師に個別に質問の行列ができるほど参加者の関心は高く、また、年調関係の用紙についても不足分を補う等、有意義な研修会となりました。



講師の齋川浩司氏

愛知県連主催 税制講演会

- 令和2年11月25日(水)
- 愛知県産業労働センター〈ウインク愛知〉(名古屋市中村区名駅四丁目)
- 講師/名古屋大学大学院経済学研究科附属国際経済政策研究センター教授 齋川浩司氏 (前名古屋国税局総務部長)
- 演題/「消費税の使い道」

愛知県連税制委員会では、税制改正も提言活動の研究の資とするため、毎年県下単位会の役員を対象に「税制講演会」を開催しています。本年は、新型コロナウイルス感染症への感染防止策に配慮した中で、参加人員を絞って開催されました。

本年度の講師は、名古屋大学大学院経済学研究科の教授 齋川浩司氏をお招きし、「消費税の使い道」と題し講演をいただきました。齋川氏は、平成30年7月から1年間、名古屋国税局総務部長として勤務された方で、名古屋の実状にも大変精通された方です。

講演では、社会保障財政の切り口から課題と現状を分析され、社会保障の公費負担としてふさわしい税目として消費課税と所得課税を比較するなど、年金や医療・介護サービス制度等の各制度における影響や課題をわかりやすく説明され、その中において消費税の必要性や税率について触れられました。

参加者は、企業側の意見等として法人会だからこそできる提言の重要性を再認識しました。

消費税の期限内納付を

忘れずに。

期限内納付が難しい場合は、
所轄の税務署
(徴収担当)へ
ご相談ください。
(※4)

- 消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

- 申告・納付にはe-Taxが利用できます。

- 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2か月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を出す旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



名古屋市内 ブロック連絡協議会 「経営講演会と税務研修会」

- 令和2年11月5日(木) 熱田神宮会館
- 講師／経済ジャーナリスト 内田裕子氏
- 演題／「新状態でどうなる日本経済 ～中小企業はこう生き残る～」



講師の内田裕子氏

名古屋市内ブロック(瑞穂区・昭和区・天白区ブロック)では、本年度合同で経済講演会と税務研修会を熱田神宮会館にて46名の参加者を集め開催しました。

第一部の経済講演会には、経済ジャーナリストの内田裕子氏を講師としてお迎えし、「新状態でどうなる日本経済～中小企業はこう生き残る～」と題して講演いただきました。

講師の内田氏は、本来であれば5月の本会の総会にて講演いただく予定が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことから、再度市内ブロックとして招聘したものです。

講演の内容は、ちょうど開票が行われていたアメリカ大統領選の話に始まり、アメリカの今後についてや、新型コロナ禍において業績を伸ばしている企業、苦戦している企

業等の実名を挙げ業況を分析されていました。また、ホテル業を例に、SNSの発達により格安ホテルが可視化され厳しい競争を余儀なくされている現状から打開した例などを紹介されました。

このように新型コロナウイルス感染症の影響下における中小企業としての対応策などを、ハキハキとした物言いで参加者も感心しきりで講演を聞き入っていました。

また、第二部の研修会では、昭和税務署法人課税第一統括官の一色博仁氏に講師をお願いし、現在取り組まれている税務行政の現状や課題などをお話いただきました。



e-Tax 利用のお願い

名古屋市内法人会 e-Tax 推進合同会議

名古屋市内の9法人会では、平成22年9月から連携して、「e-Tax利用の実施について」と題した依頼文により会員の方へe-Tax利用のご案内をしております。

この取組みによって、名古屋国税局管内におけるe-Taxの利用割合の向上に少なからず寄与することができたものと考えております。

これも、一重に皆様方の活動へのご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、従前の活動主体は「会員企業の関与税理士による代理送信の依頼」でしたが、平成25年度からは、この活動に加えてe-Tax手続きのうち、利用開始の手続きが非常に簡単であり、また、多くの会員企業の皆様方が行っている源泉所得税の納付に非常に便利な「ダイレクト納付」の利用に向けた周知

活動にも取り組んでおります。

ダイレクト納付とは、事前に税務署に「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

このダイレクト納付の利用には、インターネットに繋がるパソコンさえあれば、簡単な手続きですぐに開始することができますので、会員の皆様には、是非、納税にも、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、すでにご利用いただいている会員におかれましては、引き続きのご利用をお願い申し上げます。

関与税理士の方に
お伝えください!

名古屋市内9法人会は、関与税理士への代理送信依頼活動に継続して取り組んでいます。会員企業の皆様には、関与税理士の方に対し、機会をとらえて「当社の申告は、e-Taxでお願いします。」とお伝えください。

「大規模法人合同講演会」

- 令和2年10月23日(金)
サイプレスガーデンホテル(名古屋市熱田区金山町)
- 講師/名古屋国税局 調査部長 野路 英幸 氏
同調査部 調査審理課長 木下 篤 氏
- 演題/「税務行政の現状と課題」
「申告書作成のチェックポイント」



名古屋国税局 調査部長 野路英幸氏

昭和法人会大規模法人部会では、資本金1億円以上の企業にお集まりいただき、金山のサイプレスガーデンホテルにて、昭和・熱田・中川・半田法人会の4つの法人会が合同で「合同講演会・研修会」を本年も開催し88名の参加者が受講されました。

第一部には、名古屋国税局 調査部長 野路英幸氏に講師をお願いし、野路部長は「税務行政の現状と課題」と題して、「税務行政の将来像」や「国税課税の取組み」など現在調査部として捉えている課題や企業コンプライアンスなどの話題を交え、幅広い見識の下で分かりやすくお話いただきました。

第二部の税務研修会では、名古屋国税局 調査部 調査審理課長 木下 篤氏により「申告書作成のチェックポイント」をテーマに、日頃申告書を審理する立場から申告書の作成時に誤りが多い事

項や注意点を、また「申告書の自主点検と税務上の自主監査に関する確認表」の活用についても詳しく解説されました。

最後に、新型コロナ禍の中で迎える令和2年分の所得税等の確定申告会場の混雑緩和に向け、極力e-Tax(電子申告)の利用の推進についての協力を強く要請され「自宅で安心な確定申告手続き」をPRされました。

参加者は、経理担当等実務を担当されている方が多く参加されており、新型コロナ感染防止策を行う中での講演・研修会となりましたが、最後まで熱心にメモを取っていました。

大規模法人について、e-Tax(電子申告)が義務化されました!



平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、資本金等が1億円を超える法人が行う法人税・消費税等の申告は、e-Tax(電子申告)により提出しなければならないこととされました。

●対象税目・対象手続

「法人税及び地方法人税」並びに「消費税及び地方消費税」に係る確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書
(注) 地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化されました。

●e-Taxすべき対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類のすべて
(注意!) e-Tax義務化の対象となる法人が、e-Taxにより法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象となります。また、2期連続で法定申告期限内に申告がない場合は、青色申告の承認の取消対象となります。

●対象法人の範囲

- ①内国法人のうち、事業年度開始時において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
 - ②相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ※消費税及び地方消費税の場合は上記法人に加え国・地方公共団体

●適用日

令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用



青年部会長 米本卓弘

青年部会活動のご報告

新年あけましておめでとうございます。

さて、本年度の青年部会の事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、4月に開催した通常総会以降、実質、参加者が密となる事業活動を控えてまいりました。そのため、年度当初計画した「税務研修会」「親睦ボーリング大会」「役員研修会」等の行事を中止したほか、全国行事である「全国青年の集い（鳥根大会）」への参加もできなくなりました。

残された本年度の事業計画である「拡大推進会議」（2月予定）も、開催の方向で検討しておりましたが新たな第三波の感染拡大により、やむなく中止させていただきます。

しかし、新たな青年部会の事業の柱となっている小学生を対象とする「租税教室」については本年も実施してまいりますのでご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

本年は、青年部会が結成され40周年を迎えます。この節目の年を、記念行事として企画し、皆様にも参加していただく機会を考えております。その際には、是非ご参加願います。

以上、青年部会のご報告といたします。

租税教室の実施

令和2年11月16日(月) 瑞穂区 高田小学校
 令和2年12月16日(水) 瑞穂区 御劔小学校
 令和3年1月15日(金) 天白区 植田小学校
 令和3年1月22日(金) 瑞穂区 豊岡小学校

青年部会では、本年も管内の小学校に対する租税教室に取り組んでいます。この事業は「税の教育・税の啓蒙活動の一環」として、昭和税務署管内租税教育推進協議会（国・県市、関係協力団体で構成）の一員として、あらかじめ開催希望のある小学校に講師として伺い、児童に税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくために実施している活動です。

当青年部会も、この事業に参加して本年で6年目を迎え、その講師役として青年部会役員全員が講師をできる能力を身に付け実施することを合言葉にして毎年取り組んでおり、事前に税務署が主催する講師養成研修を受講し、本番前には模擬授業を行うなど、これまでの講師経験のある部会員のアドバイスをもとに本年も取り組んでいます。

本年度は、高田小学校を皮切りに合計4校約250名の児童に対



高田小学校での租税教室風景

し7コマの授業を分担することとなり、講師を務める役員も自身でオリジナルの資料を作成する等の飽きさせない工夫を施し授業に取り組んでおり、授業の中で1億円の札束のレプリカを示した折には、児童から歓声が上がるとその重さを体感していました。

青年部会では、今後とも青年部会の中心的事業として、租税教育の事業を通し社会貢献活動に励んでまいります。

広報・渉外企画委員長 黒宮淳司

全国の法人会青年部会が新たな活動の柱として決意を新たに！

「財政健全化のための健康経営プロジェクト」に取り組みます 決意表明「法人会から日本を変える」

*取組みの背景…税の使途を検討する中で、このままでは次世代に過大な負担を強いることになるとの問題意識を背景に、安定的な国の歳入の確保と社会保障給付費の抑制に向け、「企業の活力向上による税収の増加」と「適切な医療利用による医療費の適正化」の観点から、2040年を目標にアクションプランを設定した。

*取組むべき活動

次の両方又はいずれかの目標達成に資する継続した活動を単位会青年部会及び部会員企業で行う。

- ① 「宣言書」の提出…「法人会版健康経営宣言書」に、目標、内容を明記し、全法連に提出する。
- ② ジェネリック医薬品の使用促進…ジェネリック推進シールを健康保険証に貼り付け、可能な範囲でジェネリック医薬品の処方、家族や従業員、地域住民等にも広く啓発・推奨する。

(注) 健康経営®はNPO法人健康経営研究会の商標登録である。

女性部会活動のご報告

女性部会長 森 敦子



新年あけましておめでとうございます。

日頃から、女性部会の活動に対しご理解とご協力をいただき心から感謝申し上げます。

さて、本年度の女性部会の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、4月に開催した通常総会以降、極力参加者が多くなり密となる行事を控え、月例会を中心に研修会等実施できるものは、感染症対策を十分に行った上で実施してまいりました。

具体的には、夏休みの取組みとして実施した「第5回税に関する絵はがきコンクール」や、9月には「新署長を囲む意見交換会と税務研修会」などは実施してまいりましたが、毎年10月に開催しており女性部会の中心的行事の「演奏会と講演会」はやむなく中止とさせていただきます。出演者や講師の方々への準備等を進めていただいただけに残念に思います。

その代わり、演奏を心待ちされていた方のために、毎年ご出演いただいている甚目裕夫先生や演奏家の方々をお願いして、ご自宅のパソコンで当会のホームページから音楽演奏を楽しむことが出来るWeb配信による「ホーム演奏会」を新たに企画しました。すでに当会ホームページからご覧いただけるよう配信を開始いたしましたので、是非ご試聴いただき、ご家族などでお楽しみ下さいますようご案内申し上げます。

最近、女性部会も部会員が減少している状況です。是非とも、私たちの活動状況を見ていただき、ひとりでも多くのご入会をお待ちしております。

以上、新年を迎え女性部会からのご報告とさせていただきます。

9月例会 新署長を囲む意見交換会と税務研修会

令和2年9月14日(月) メルパルク名古屋

女性部会では、毎年税務署の人事異動後恒例となりました「新署長を囲む意見交換会」と「税務研修会」を開催しました。

本年度は、新たに昭和税務署長として着任された中村猛文様と法人課税第一部門統括官の一色博仁様がそろって異動されたことから、初めての顔合わせの機会であり大変楽しみにしておりました。

最初の新署長との意見交換会では、中村署長様が安城市のご出身であるとの伺い、これまでのお仕事のご経験も所得税のほか滞納処分等の幅広い経験をお持ちで、加えて署長も掛川署、一宮署に続き3署目であるとお聞きし、とても経験豊富な方が行政のトップにお越しになり、大変心強く感じました。

中でも、10年前の神奈川県横須賀税務署の副署長の折に、東日本大震災に遭われたそうで、幸い勤務先の被害はなかったものの確定申告の時期でもあり、停電の中、確定申告の業務を行った事は、印象に残る経験であったと話されていました。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、行政的にもいろいろな課題が発生すると思われそうですが、署長として国民の皆様への信頼を失うことなく、適正・公平な課税を目指し職務を遂行していくと抱負を語られました。



続いての「税務研修会」では、新たに着任された一色統括官に講師をお願いし、「税務行政」というテーマで研修いただきました。その中で、一色統括官はTVドラマの半沢直樹で登場した黒崎検査官のいた金融庁の部署での勤務経験があることから、注目いただく部署での経験や思い出を織り交ぜながら、国税庁・税務署・金融庁などのそれぞれの役割や機構などをわかりやすく説明いただきました。

女性部会主催 昭和法人会創立70周年記念社会貢献事業

好評配信中

ご自宅でくつろぎながら音楽をお楽しみ下さい!

『昭和法人会 音楽の調べ』

～The sound of Showa 法人会～

プレミアムコンサートを振り返って

昭和法人会のホームページからどなたでもお楽しみいただけます。

URL <https://www.showahoujinkai.jp/>

※この企画は、10月の社会貢献事業「演奏会」が開催できなくなったので、WEBによる演奏会として配信しています。

曲 目：映画「蝉しぐれ」のテーマ、オペラ座の怪人、桜の花よ泣きなさい、ワルツ、ふるさと、ウイスキーはお好きでしよ、愛の妙薬より、夢のあとに、弦楽四重奏 など

出演者：プロデューサー甚目裕夫 (Pf)、甚目和夏 (Vn)、岡本梨紗子 (Vc)、岡本侑里子 (Vn)、額賀晋也 (T-sax)、山本葵 (Fl)、大山大輔 (Bar)、宮里直樹 (Ten)、二宮咲子 (Sop)、中江早希 (Sop) など

〈敬称略〉

新年誌上名刺交換

(社名五十音順)

株式会社 ウツノ

代表取締役 宇津野真一

株式会社 飯島産業

代表取締役社長 飯島大輔

アサイコーポレーション株式会社

代表取締役 浅井 鈺藏
常務取締役 浅井 啓介

曙螺子工業株式会社

代表取締役社長 笠原照基

株式会社 アイビー

アイチオート用品株式会社

代表取締役 相羽 康人

相羽ばね工業株式会社

代表取締役 相羽 克俊

協和電機株式会社

代表取締役 高柳秀孝

有限会社 川本緑化

代表取締役 川本 幸政

亀井ソフラン株式会社

代表取締役 亀井 直人

株式会社 岡善製作所

代表取締役社長 高木 繁年

株式会社 大久保工務店

代表取締役 大久保盛史

江場酸素工業株式会社

代表取締役社長 江場 友美

千代田合成株式会社

代表取締役

伊勢村昌吾

専務取締役

伊勢村雄吾

日本パッキング株式会社

代表取締役社長

小島直之

株式会社 中部日榮

代表取締役

鈴木 宏

日本特殊陶業株式会社

代表取締役社長

川合 尊

竹田印刷株式会社

代表取締役社長

木全幸治

日本ガイシ株式会社

代表取締役社長

大島 卓

株式会社タイコー

代表取締役

赤羽廣一

名古屋牛乳株式会社

代表取締役

平井武敏

株式会社 大栄商会

代表取締役

川村昌利

株式会社 銅豊製作所

代表取締役社長

浅野慎介

建設ゴム株式会社

代表取締役

稲木三四郎

株式会社 東郷製作所

取締役社長

相羽繁生

あけましておめでとうございます ●

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村重好

ブラザー工業株式会社

代表取締役社長 佐々木一郎

フジパンググループ本社株式会社

代表取締役社長 安田智彦

富士パックス販売株式会社

代表取締役社長 森 功

株式会社 菱源畳店

代表取締役 菱田 豊

パイロットインキ株式会社

代表取締役社長 荒木敏男

合資会社 山金ポンプ製作所

代表社員 米本卓弘

山勝株式会社

代表取締役社長 森 昭勝

名機ゴム株式会社

代表取締役 山岡一満

ミズショー株式会社

代表取締役 橋本 衛

水金工事株式会社

代表取締役 水谷 隆夫

丸美産業株式会社

代表取締役社長 嶺木一志

アフラック 愛知総合支社

支社長 関口 徹

AIG損害保険株式会社

東海・北陸地域事業本部

本部長 福島法郎

大同生命保険株式会社

名古屋南支社

支社長 重松正人
第二営業課長 北野康仁

ワイクリード株式会社

代表取締役社長 吉田英晃

アフラック代理店

株式会社ライフスマイル西本

代表取締役社長 西本一子
取締役営業本部長 西本賢太郎

株式会社 山本五務店

代表取締役 山本悦司



一般社団法人昭和法人会

会長 柴垣信二
事務局一同

企業情報・格付情報照会サービス

取引先・仕入先の**取引審査**と**与信管理**をお手伝いします！

- 入会金・月々の基本料金不要
- 金融機関の融資審査ノウハウで格付
- 取引先情報の変化をメールでお知らせ

1. 情報収集

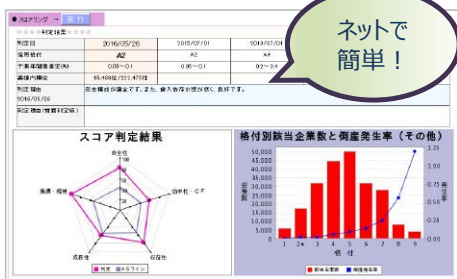
- ・企業検索
- ・格付／評点／財務諸表

2. 取引審査

- ・取引可否の決定
- ・与信限度額算出
- ・取引条件の見直し

3. 継続管理

- ・情報の更新をメール通知
- ・定期的な調査



与信管理強化キャンペーン 2020年12月1日～2021年6月30日

キャンペーン期間中は、すでにご契約中のお客様もキャンペーン対象価格でご利用いただけます。

信用格付

信用状態を
9段階で格付

800円 ⇒ 600円/件

継続管理

管理ファイル
利用料金

9件まで1,000円 ⇒ 19件まで1,000円(月額)
10件以上1件100円 ⇒ 20件以上1件50円(月額)

企業情報

業績・評点・
概況・履歴他

1,200円/件

財務情報

財務5帳票

2,000円～/件
(税別)

リアルタイムで企業の信用情報を収集できます！

詳細・お申込は <https://www.ags.co.jp/nw/aichi/>

AGS株式会社

法人企画部

メール: hojinkai.ml@ags.co.jp



インターネットセミナーのご案内

会員無料

昭和法人会では、インターネットを使ったセミナーの配信サービスを行っております。

各種講演会やホットな経営情報の入手、管理職の教育、朝礼でのヒント集など、豊富なコンテンツを無料で視聴することができます。毎月、新しいセミナーが続々と更新されますので是非ご利用ください。

会員限定ID・パスワード

ID

hj1813

パスワード

9677

500本以上から見放題!

視聴方法

▶ 昭和法人会ホームページ



▶ インターネット・セミナー TOP 画面



▶ IDとパスワードを入力



▶ セミナー詳細画面



法人会のホームページより、インターネット・セミナーのバナーをクリックします。
【ログイン手順】

- ① 赤いボタン「ログインはこちら」をクリック
- ② IDとパスワードを入力しログイン⇒再びインターネット・セミナー TOP 画面へ
- ③ 視聴したいセミナーを選択
- ④ 「動画を見る」ボタンをクリック
- ⑤ セミナー視聴画面へ

▶ インターネット・セミナー TOP 画面

▶ セミナー視聴画面



謹 賀 新 年



今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様へ安心を
お届けしてまいります
本年も何卒よろしくお願い申し上げます
令和三年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 愛知総合支社
〒451-6029 名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

昭和法人会 当面の行事予定

令和3年 1月~6月

1月25日(月)	【県連】専務理事会議	15:00~	大同生命ビル	3月15日(月)	【県連】専務理事会議	14:00~	大同生命ビル
1月28日(木)	新設法人説明会	13:30~	名古屋市公会堂 第7集会室	4月15日(木)	【全法連】全国女性フォーラム新潟大会	終日	朱鷺メッセ
1月28日(木)	【県連】理事会	16:00~	名古屋マリオットアソシアホテル	4月19日(月)	青年部会第9回通常総会	17:00~	メルパルク名古屋
2月10日(水)	名古屋市市内合同講演会(中止しました)			4月20日(火)	【県連】青連協第37回通常総会	16:00~	名鉄ニューグランドホテル
2月12日(金)	理事(監事)会	15:30~	メルパルク名古屋	4月22日(木)	女性部会第9回通常総会	13:30~	メルパルク名古屋
2月16日(火)	【全法連】税制セミナー		ハイアットリージェンシー東京	4月26日(月)	【県連】理事会	14:30~	名鉄グランドホテル
2月22日(月)	決算期別説明会	14:00~	中小企業振興会館	4月28日(水)	【県連】女連協第36回通常総会	11:00~	名鉄ニューグランドホテル
2月24日(水)	【県連】大規模法人経営者国税局長講演会	15:30~	名古屋マリオットアソシアホテル	6月上旬	昭和法人会 第9回通常総会		メルパルク名古屋
2月26日(金)	愛知ブロック経営講演会(講師:宗次徳二氏)	14:45~	長久手市文化の家 風のホール	6月18日(金)	【県連】第9回通常総会	15:30~	名鉄ニューグランドホテル

昭和法人会広報委員

この会報は右記委員で企画・編集しています。ご意見・ご感想、お寄せ下さい。

ブラザー工業(株)	伊藤 敏宏	(株)K&S	川崎 諾
ブラザー不動産(株)	神谷 陽志	ソウジャパン(株)	村尾 恵理子
日本パーツ機器(株)	後藤 秀臣		

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から**総合型V Lタイプα**を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。

業界初!
オーダーメイド型定期保険
Lタイプα

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）とAIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

Mタイプ：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2020年2月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

 **大同生命保険株式会社**

名古屋南支社/名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F)
TEL 052-331-3360

 **AIG 損害保険株式会社**

名古屋支店/愛知県名古屋市中区栄5-27-1(富士火災名古屋ビル)
TEL 052-857-1400

F-2019-1021(2020年2月26日)
20-073001

